



琴浦町長 福本 まり子 様
琴浦町教育委員会教育長 河原 裕司 様
琴浦町議会議長 大平 高志 様

琴浦町監査委員 稲田 裕司
琴浦町監査委員 田中 肇

定 期 監 査 報 告 書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度上半期分の定期監査を実施したので、同条第 11 項による監査委員の合議により、同条第 9 項に規定する監査の結果に関する報告書を次のとおり提出する。

第 1 報告

1 監査の期間

令和 5 年 11 月 7 日（火）・8 日（水）の 2 日間

2 監査の対象業務

地方自治法第 199 条第 4 項に基づく定期監査について、琴浦町監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、各共通事項として「備品購入状況」「補助金交付状況」「委託業務実施状況」「工事請負等実施状況」を中心に適正性、合法性、経済性、有用性の観点から監査を行った。

3 監査の実施方法

監査実施対象機関は、総務課、企画政策課、町民生活課、出納室、税務課、すこやか健康課、子育て応援課、福祉あんしん課、商工観光課、農林水産課、農業委員会事務局、建設住宅課、上下水道課、教育総務課、社会教育課、人権・同和教育課、議会事務局の 17 機関について、関係書類の提出を求め、関係担当者の説明及び状況や意見を聴取するなど地方自治法第 199 条第 1 項に鑑み実施した。

4 監査結果

全体としては、現行の条例、諸規定に従って執行され、その限りにおいては概ね適正に処理されていることを認めることができた。

5 指摘事項

(1) 健康診断について

年間の検診計画を策定し多様な検診体制を構築されているが、令和4年度の特健診受診率は35.2%と低迷している。

受診率の低下は、医療費の増加、健康保険税の値上げなど悪循環となる。

一般的に、健康診断は必要だとわかっているにもかかわらず時間が無いなどの理由で行動につながらないようである。

まずは、健康診断への不安を解消するため、勧奨の段階から検査方法について案内する等、不安を取り除くためのサポートが必要と考える。

また、健康診断キャンペーンの実施など、楽しみながら健康づくりを行えるような企画により、町民に健康診断について関心を高める方法を検討されたい。

(2) 保守点検業務委託費の精査について

毎回監査を実施する中でシステム費用が高額になっていると感じられる。

新規のシステム導入にあたって、入札による導入のチェックはもちろんだが、毎年継続して発注している業務について、契約金額が業務の実態に合っているか、成果が上がっているか等精査したうえで再契約に進めたい。

また、新規システムの導入時だけでなくCIO補佐官と部署横断的な意見交換の場を通じて全体の最適化を目指し、日頃のデジタル課題について広く相談していただきたい。

デジタル担当部署だけでなく、各課の既存のシステムの更新にあたっても見積書の分析等を通じてシステムの効率的運用と費用の削減につなげられたい。

併せて、上下水道事業等、会計事務所への継続的な業務委託に対しても同様の取り組みをお願いしたい。

(3) サウンディング調査について

公共施設管理計画を推進する中で、活用されていない不動産を民間事業者等に有効活用していただくために、サウンディング型市場調査（施設活用調査）を実施されている。

これは、人口減少などに伴う施設集約や廃止により、利用されていない町の財産を活用

するために実施されるものである。

8件の申し込みがあり、今後、申し込み業者と意見交換の中で活用方法等が示されていくところであるが、実施にあたっては地域の意見を集約するなど施設が地域で活かされるとともに地域の理解が得られるものとなるよう説明責任を果たし、効果的な取り組みになるよう配慮されたい。